

令和8年5月22日

地域防災拠点運営委員長 各位

総務課防災担当

令和8年度地域防災拠点における備蓄品の有効活用・更新、拡充配備の実施 及び備蓄品の誤配布防止に関する取組の徹底について（依頼）

日頃から、「災害に強いまちとつか」の実現に向けた防災・減災の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、地域防災拠点（以下「拠点」という。）における備蓄品について、例年どおり、備蓄品の有効活用や更新（8月から9月頃）及び、拡充備蓄品の配備（1月から3月頃）を行います。

また、昨年度の地域防災拠点運営訓練において、賞味期限切れの備蓄品を誤配布する事案が発生したため、再発防止に向けた取組を徹底します。

つきましては、次の内容についてご協力くださいますよう、よろしくお願いたします。

1 備蓄食料の有効活用

(1) 訓練等で配布可能な備蓄食料（※別紙1「有効活用可能な備蓄品一覧」参照）

| 品目 | 配布可能箱数 | 製造年度 (ラベル色) | 賞味期限 |
|---------|-------------|-----------------------|------------------------|
| 保存パン | 10箱 (20食/箱) | 令和3(2021)年度 (赤ラベル) | 令和9(2027)年 1月31日まで |
| おかゆ | 5箱 (20食/箱) | | |
| クラッカー | 3箱 (70食/箱) | | |
| ライスクッキー | 1箱 (20食/箱) | | |
| スープ | 2箱 (45食/箱) | 令和4(2022)年度 (青ラベル) | 令和9(2027)年 6月30日まで |
| 飲料水(水缶) | 22箱 (24缶/箱) | 令和2(2020)年度 (緑ラベル) | 令和9(2027)年 12月31日まで |

※発災時に使用できる食料が減ってしまいますので、上記以外の食料は配布しないでください。

(2) 有効活用を希望する備蓄食料数及び回収漏れ備蓄食料等の報告

ア 有効活用を希望する備蓄食料等

回答様式1に「有効活用希望数」及び「有効活用(配布)予定日」を記入し、
令和8年7月7日(火)までに、戸塚区防災担当までご報告ください。

なお、提出がない(有効活用を希望しない)場合は、8~9月頃の更新で回収いたします。

イ 回収漏れ備蓄食料等

過去の回収漏れの備蓄食料等についても回収いたします。

回答様式2に「回収希望品目名等」及び「回収希望数」を記入し、
令和8年7月7日(火)までに、戸塚区防災担当までご報告ください。

※誤回収防止のため、回収希望品には回収を希望する旨の貼紙等を付けて、1か所に集めて
おくようお願いします。

(3) 留意点

ア **有効活用する場合は、賞味期限切れの備蓄食料を訓練等で配布しないよう、必ず1箱ずつ期限を確認して配布してください。**

イ 対象の備蓄食料(別紙1)以外は、訓練等で配布しないでください。

ウ 年度内に期限が切れる「保存パン」「おかゆ」「クラッカー」「ライスクッキー」を活用する場合は、誤配布の原因となるため、**必ず令和8年12月までに使い切ってください。**

2 備蓄品の更新について

8月から9月頃にかけて、拠点に配備している備蓄品の更新を行います。

詳細は、別紙2「令和8年度に回収・配送する備蓄品一覧」のとおり

3 拡充する備蓄品の配備について

令和9年1月から3月頃にかけて、拡充する備蓄品の拠点への配送を行います。

詳細は、別紙2「令和8年度に回収・配送する備蓄品一覧」のとおり

なお、前年度に希望する拠点に配送したパーティション【4㎡・約7㎡】及びコットについて、今年度購入分は全て方面別備蓄庫で保管します。

4 備蓄品に関する誤配布防止の取組の徹底について

昨年度の拠点訓練において、賞味期限が切れた備蓄食料を誤配布する事案が発生しました。その後再発防止策を検討していたため年度途中で当該備蓄品の配布を急遽中止し、各拠点の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたします。誠に申し訳ありませんでした。

つきましては、**賞味期限切れ備蓄食料の誤配布の再発防止に向けて、次のとおりご依頼いたしますので、ご対応とご協力をお願いします。**

(1) 賞味期限の確認の徹底

拠点訓練等の準備日及び当日は、**回答様式3「備蓄食料等配布チェックシート」を活用し、必ず1箱ずつ賞味期限を確認したうえで配布してください。**

(2) 備蓄食料等残数の報告

拠点訓練等の際に記入いただいた回答様式3は、年度内の拠点訓練等における有効活用（配布）が終了後、令和9年3月19日（金）までに戸塚区防災担当までご提出をお願いいたします。

5 全体スケジュールについて

別紙3「拠点における備蓄品の更新等スケジュール」をご参照ください。

回答様式1～3は、
「区に提出（回答）が必要な書類」をご確認ください。

【問合せ先】

○報告様式の提出について
<戸塚区総務課防災担当>

担当：橋本、藤井

電話：045-866-8307

E-mail：to-bousai@city.yokohama.lg.jp

○備蓄品の更新・新規拡充等に関すること
<防災・危機管理統括本部地域防災課>

担当：志村、大森、帆高、

電話：045-671-2011

E-mail：bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp